

令和6年度平取町障がい者優先調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

本方針は、町の全ての機関に適用する。

3 対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく特例子会社

イ 重度障がい者多数雇用事業所（①障がい者の雇用者数が5人以上②障がい者の割合が20%以上③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者・精神障がい者の割合が30%以上）

(3) 在宅就業障がい者等

ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定または見直しをしたときは、町ホームページにより公表する。

(2) 調達実績については、毎会計年度終了後、概要を取りまとめ、町ホームページにより公表する。

5 調達の目標

令和6年度の調達目標は、令和5年度調達実績額（1,019千円）以上とする。

6 物品等の調達の推進に関する情報

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、障がい者就労施設等から受けた情報をもとに各機関に情報提供を行うものとする。

7 担当窓口

本方針の担当窓口は、町民課町民福祉係とし、組織全体で推進に取り組む。

8 調達方針の見直し

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本方針について必要な見直しを行う。

平取町内の障がい者就労施設等が受注可能な業務等

(令和6年4月1日現在)

施設名	受注可能な業務等	
(社福) 平取福祉会 就労継続支援事業所 さるがわ 住所：平取町振内町97-1 電話：3-3676	物品の納品	・木工製品
	役務の提供	・町施設の清掃

令和5年度調達実績

施設名	業務等	実績額
(社福) 平取福祉会 就労継続支援事業所 さるがわ	山の駅ほろしり館施設清掃委託	1,018,440円